

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：あさぎり町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.3%
全職員	82.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	99.3%
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	95.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	64.4%
31～35年	95.3%
26～30年	94.8%
21～25年	95.3%
16～20年	— %
11～15年	87.4%
6～10年	113.4%
1～5年	101.6%

【説明欄】

手当類（扶養手当・住宅手当・児童手当）については、男性職員に支給している割合が高いことが差異の大きな要因となっている。

勤続年数別36年以上の女性職員は定年延長による7割措置の対象である。

勤続年数別11～15年は、本俸で見ると差異は生じていないが、住宅手当、扶養手当及び児童手当の支給による差異が大きく出たものである。

勤続年数別16～20年は、対象者が女性のみである。

勤続年数10年以下の職員のうち、前職経験のある者の採用割合は女性が高い傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。